

テレビジョン受信機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等

平成11年3月31日通商産業省告示第192号（廃止・制定）

平成16年1月22日経済産業省告示第8号（一部）

平成18年3月29日経済産業省告示第48号（全部）

平成22年2月18日経済産業省告示第24号（全部）

テレビジョン受信機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等

1 判断の基準

- (1) エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第21条第4号に規定するテレビジョン受信機（以下「テレビジョン受信機」という。）であって、ブラウン管を有するもの（以下「ブラウン管テレビ」という。）の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（平成15年4月1日に始まり平成16年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷するブラウン管テレビについて、2-1に定める方法により算定したエネルギー消費効率を次の表の左欄に掲げる区分名毎に出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（同表の左欄に掲げる区分名に応じ、同表の右欄に掲げる算定式により算定し、小数点以下を四捨五入した数値をいう。）を同表の左欄に掲げる区分名毎に出荷台数により加重平均した数値を上回らないようにすること。

走査方式	アスペクト比	偏向角度	区 分			基準エネルギー消費効率の算定式
			形状	機能	区分名	
通常走査方式のもの	4:3	100度以下のもの	フラット型以外	VTR（又はDVD） 内蔵のもの以外	AA	$E = 2.5S + 32$
				VTR（又はDVD） 内蔵のもの	AB	$E = 2.5S + 60$
			フラット型	VTR（又はDVD） 内蔵のもの以外	AC	$E = 2.5S + 42$
				VTR（又はDVD） 内蔵のもの	AD	$E = 2.5S + 70$
		100度超のもの	フラット型以外	VTR（又はDVD） 内蔵のもの以外	AE	$E = 5.1S - 4$
				VTR（又はDVD） 内蔵のもの	AF	$E = 5.1S + 24$
			フラット型	VTR（又はDVD） 内蔵のもの以外	AG	$E = 5.1S + 21$
				VTR（又はDVD） 内蔵のもの	AH	$E = 5.1S + 49$
	16:9		フラット型以外	VTR（又はDVD） 内蔵のもの以外であって付加機能が無いもの	AI	$E = 5.1S - 11$
				VTR（又はDVD） 内蔵のもの	AJ	$E = 5.1S + 17$
				VTR（又はDVD） 内蔵のもの以外であって付加機能を1つ有するもの	AK	$E = 5.1S + 6$
				VTR（又はDVD） 内蔵のもの以外であっ	AL	$E = 5.1S + 13$

			て付加機能を2つ有するもの		
			VTR（又はDVD）内蔵のもの以外であって付加機能を3つ有するもの	AM	$E = 5.1S + 59$
		フラット型	VTR（又はDVD）内蔵のもの以外であって付加機能が無いもの	AN	$E = 5.1S - 1$
			VTR（又はDVD）内蔵のもの	AO	$E = 5.1S + 27$
			VTR（又はDVD）内蔵のもの以外であって付加機能を1つ有するもの	AP	$E = 5.1S + 16$
			VTR（又はDVD）内蔵のもの以外であって付加機能を2つ有するもの	AQ	$E = 5.1S + 23$
			VTR（又はDVD）内蔵のもの以外であって付加機能を3つ有するもの	AR	$E = 5.1S + 69$
倍速走査方式のもの			アナログハイビジョンテレビ	AS	$E = 5.5S + 72$
			アナログハイビジョンテレビ以外のもの	AT	$E = 5.5S + 41$

備考1 「VTR」とは、ビデオテープレコーダーをいい、「DVD」とは、デジタルバーサタイルディスクをいう。以下同じ。

2 「受信機型サイズ」とは、表示画面の対角外径寸法をセンチメートル単位で表した数値を2.54で除して小数点以下を四捨五入した数値をいう。

3 「フラット型」とは、ブラウン管表面の中心と周辺部の間の最大落差値のブラウン管の対角寸法値に対する百分率比が0.5%以下のもの（ただし、周辺部及び対角寸法の測定位置は有効画面プラス5ミリメートル以内のこと。）を使用したものをいう。

4 「アナログハイビジョンテレビ」とは、走査線数1,125本であって、画面の横縦比が16:9のブラウン管テレビのうち、MUSEデコーダー及び衛星放送受信機能を有するものをいう。

5 「付加機能」とは、2チューナー2画面分割機能、文字多重放送受信機能、MUSE-NTSCコンバータをいう。

6 E及びSは次の数値を表すものとする。

E：基準エネルギー消費効率（単位 キロワット時毎年）

S：受信機型サイズ

- (2) テレビジョン受信機であって、液晶パネルを有するもの（以下「液晶テレビ」という。）の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（平成20年4月1日に始まり平成21年3月31日に終わる年度）以降の各年度（平成23年4月1日に始まり平成24年3月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷する液晶テレビについて、2-1に定める方法により算定したエネルギー消費効率を次の表の左欄に掲げる区分名毎に出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（同表の左欄に掲げる区分名に応じ、同表の右欄に掲げる算定式

により算定し、小数点以下を四捨五入した数値をいう。ただし、15V型未満のものにあっては、同表の右欄に掲げる数値をいう。)を同表の左欄に掲げる区分名毎に出荷台数により加重平均した数値を上回らないようにすること。

区 分						基準エネルギー消費効率又はその算定式
アスペクト比	画素数	受信機 型サイ ズ	機能	付加機能	区分名	
4:3	垂直方向 の画素数 が650未 満	15V型 未満	DVD再生機能 のみ有するもの 以外のもの	下記以外のもの	B A	E = 44
				付加機能を1つ有するもの	B B	E = 58
				付加機能を2つ有するもの	B C	E = 72
			DVD再生機能 のみ有するもの	下記以外のもの	B D	E = 58
		HDDを有するもの		B E	E = 72	
		15V型 以上	DVD再生機能 のみ有するもの 以外のもの	下記以外のもの	B F	E = 5.9 S - 45
				付加機能を1つ有するもの	B G	E = 5.9 S - 31
				付加機能を2つ有するもの	B H	E = 5.9 S - 16
	DVD再生機能 のみ有するもの		下記以外のもの	B I	E = 5.9 S - 31	
			HDDを有するもの	B J	E = 5.9 S - 16	
	垂直方向 の画素数 が650以 上	15V型 未満	DVD再生機能 のみ有するもの 以外のもの	下記以外のもの	B K	E = 49
				付加機能を1つ有するもの	B L	E = 64
				付加機能を2つ有するもの	B M	E = 78
DVD再生機能 のみ有するもの			下記以外のもの	B N	E = 59	
		HDDを有するもの	B O	E = 73		
15V型 以上		DVD再生機能 のみ有するもの 以外のもの	下記以外のもの	B P	E = 5.4 S - 32	
			付加機能を1つ有するもの	B Q	E = 5.4 S - 17	
			付加機能を2つ有するもの	B R	E = 5.4 S - 3	
	DVD再生機能 のみ有するもの	下記以外のもの	B S	E = 5.4 S - 22		
HDDを有するもの		B T	E = 5.4 S - 8			
16:9	垂直方向 の画素数 が650未 満		アナログ放送のみ受信可能で下記以外のもの	B U	E = 8.1 S - 86	
			付加機能を1つ有するもの	B V	E = 8.1 S - 72	
			付加機能を2つ有するもの	B W	E = 8.1 S - 58	
			デジタル放送受信可能で下記以外のもの	B X	E = 7.5 S - 45	
			付加機能を1つ有するもの	B Y	E = 7.5 S - 31	

		付加機能を2つ有するもの	B Z	E = 7.5 S - 17
		付加機能を3つ有するもの	B A A	E = 7.5 S - 3
垂直方向の画素数が650以上1080未満		アナログ放送のみ受信可能で下記以外のもの	B B B	E = 8.1 S - 66
		付加機能を1つ有するもの	B C C	E = 8.1 S - 52
		付加機能を2つ有するもの	B D D	E = 8.1 S - 38
		デジタル放送受信可能で下記以外のもの	B E E	E = 7.5 S - 40
		付加機能を1つ有するもの	B F F	E = 7.5 S - 25
		付加機能を2つ有するもの	B G G	E = 7.5 S - 11
		付加機能を3つ有するもの	B H H	E = 7.5 S + 3
		垂直方向の画素数が1080以上		下記以外のもの
付加機能を1つ有するもの	B J J			E = 8.9 S - 41
付加機能を2つ有するもの	B K K			E = 8.9 S - 26
付加機能を3つ有するもの	B L L			E = 8.9 S - 12

備考1 「HDD」とは、磁気ディスク装置をいう。以下同じ。

2 「受信機型サイズ」とは、表示画面の駆動表示領域の対角寸法をセンチメートル単位で表した数値を2.54で除して小数点以下を四捨五入した数値をいう。

3 「付加機能」とは、DVD（録画機能を有するものに限る。）、HDD、ダブルデジタルチューナーをいう。

4 E及びSは次の数値を表すものとする。

E：基準エネルギー消費効率（単位 キロワット時毎年）

S：受信機型サイズ

- (3) テレビジョン受信機であって、プラズマディスプレイパネルを有するもの（以下「プラズマテレビ」という。）の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（平成20年4月1日に始まり平成21年3月31日に終わる年度）以降の各年度（平成23年4月1日に始まり平成24年3月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷するプラズマテレビについて、2-1に定める方法により算定したエネルギー消費効率を次の表の左欄に掲げる区分名毎に出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（同表の左欄に掲げる区分名に応じ、同表の右欄に掲げる算定式により算定し、小数点以下を四捨五入した数値をいう。）を同表の左欄に掲げる区分名毎に出荷台数により加重平均した数値を上回らないようにすること。

区 分			基準エネルギー消費効率の算定式
受信機型サイズ	付加機能	区分名	
43V型未満	下記以外のもの	C A	E = 7.9 S + 30
	付加機能を1つ有するもの	C B	E = 7.9 S + 44

43V型以上	付加機能を2つ有するもの	C C	$E = 7.9S + 58$
	付加機能を3つ有するもの	C D	$E = 7.9S + 73$
	下記以外のもの	C E	$E = 15.9S - 314$
	付加機能を1つ有するもの	C F	$E = 15.9S - 300$
	付加機能を2つ有するもの	C G	$E = 15.9S - 286$
	付加機能を3つ有するもの	C H	$E = 15.9S - 272$

備考1 「受信機型サイズ」とは、表示画面の駆動表示領域の対角寸法をセンチメートル単位で表した数値を2.54で除して小数点以下を四捨五入した数値をいう。

2 「付加機能」とは、DVD（録画機能を有するものに限る。）、HDD、ダブルデジタルチューナーをいう。

3 E及びSは次の数値を表すものとする。

E：基準エネルギー消費効率（単位 キロワット時毎年）

S：受信機型サイズ

- (4) 液晶テレビ及びプラズマテレビの製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（平成24年4月1日に始まり平成25年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷する液晶テレビ及びプラズマテレビについて、2-2に定める方法により算定したエネルギー消費効率を次の表の左欄に掲げる区分名毎に出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（同表の左欄に掲げる区分名に応じ、同表の右欄に掲げる算定式により算定し、小数点以下を四捨五入した数値をいう。ただし、19V型未満のものにあっては、同表の右欄に掲げる数値をいう。）を同表の左欄に掲げる区分名毎に出荷台数により加重平均した数値を上回らないようにすること。

区 分					基準エネルギー消費効率 又はその算定式
画素数	受信機型サイズ	動画表示	付加機能	区分名	
F H D	19V型未満	液晶ノーマル	下記以外のもの	D A	$E=59$
			付加機能を1つ有するもの	D A 1	$E=71$
			付加機能を2つ有するもの	D A 2	$E=83$
			付加機能を3つ有するもの	D A 3	$E=95$
		液晶倍速	下記以外のもの	D B	$E=74$
			付加機能を1つ有するもの	D B 1	$E=86$
			付加機能を2つ有するもの	D B 2	$E=98$
			付加機能を3つ有するもの	D B 3	$E=110$
	19V型以上32V型未満	液晶ノーマル	下記以外のもの	D C	$E=2.0S + 21$
			付加機能を1つ有するもの	D C 1	$E=2.0S + 33$
			付加機能を2つ有するもの	D C 2	$E=2.0S + 45$
			付加機能を3つ有するもの	D C 3	$E=2.0S + 57$
		液晶倍速	下記以外のもの	D D	$E=2.0S + 36$
			付加機能を1つ有するもの	D D 1	$E=2.0S + 48$
			付加機能を2つ有するもの	D D 2	$E=2.0S + 60$
			付加機能を3つ有するもの	D D 3	$E=2.0S + 72$
液晶4倍速又はプラズマ		下記以外のもの	D E	$E=2.0S + 58$	
		付加機能を1つ有するもの	D E 1	$E=2.0S + 70$	
		付加機能を2つ有するもの	D E 2	$E=2.0S + 82$	
		付加機能を3つ有するもの	D E 3	$E=2.0S + 94$	
32V型以上	液晶ノーマル	下記以外のもの	D F	$E=6.6S - 126$	
		付加機能を1つ有するもの	D F 1	$E=6.6S - 114$	
		付加機能を2つ有するもの	D F 2	$E=6.6S - 102$	

その他のもの	19V型未満	液晶倍速	付加機能を3つ有するもの	D F 3	E=6.6S-90
			下記以外のもの	D G	E=6.6S-111
			付加機能を1つ有するもの	D G 1	E=6.6S-99
			付加機能を2つ有するもの	D G 2	E=6.6S-87
		付加機能を3つ有するもの	D G 3	E=6.6S-75	
		液晶4倍速又はプラズマ	下記以外のもの	D H	E=6.6S-89
			付加機能を1つ有するもの	D H 1	E=6.6S-77
			付加機能を2つ有するもの	D H 2	E=6.6S-65
	付加機能を3つ有するもの		D H 3	E=6.6S-53	
	19V型以上32V型未満	液晶ノーマル	下記以外のもの	D I	E=44
			付加機能を1つ有するもの	D I 1	E=56
			付加機能を2つ有するもの	D I 2	E=68
			付加機能を3つ有するもの	D I 3	E=80
		液晶倍速	下記以外のもの	D J	E=59
			付加機能を1つ有するもの	D J 1	E=71
			付加機能を2つ有するもの	D J 2	E=83
			付加機能を3つ有するもの	D J 3	E=95
	32V型以上	液晶ノーマル	下記以外のもの	D K	E=2.0S + 6
			付加機能を1つ有するもの	D K 1	E=2.0S + 18
			付加機能を2つ有するもの	D K 2	E=2.0S + 30
			付加機能を3つ有するもの	D K 3	E=2.0S + 42
		液晶倍速	下記以外のもの	D L	E=2.0S + 21
			付加機能を1つ有するもの	D L 1	E=2.0S + 33
			付加機能を2つ有するもの	D L 2	E=2.0S + 45
付加機能を3つ有するもの			D L 3	E=2.0S + 57	
液晶4倍速又はプラズマ	下記以外のもの	D M	E=2.0S + 43		
	付加機能を1つ有するもの	D M 1	E=2.0S + 55		
	付加機能を2つ有するもの	D M 2	E=2.0S + 67		
	付加機能を3つ有するもの	D M 3	E=2.0S + 79		
32V型以上	液晶ノーマル	下記以外のもの	D N	E=6.6S-141	
		付加機能を1つ有するもの	D N 1	E=6.6S-129	
		付加機能を2つ有するもの	D N 2	E=6.6S-117	
		付加機能を3つ有するもの	D N 3	E=6.6S-105	
	液晶倍速	下記以外のもの	D O	E=6.6S-126	
		付加機能を1つ有するもの	D O 1	E=6.6S-114	
		付加機能を2つ有するもの	D O 2	E=6.6S-102	
		付加機能を3つ有するもの	D O 3	E=6.6S-90	
	液晶4倍速又はプラズマ	下記以外のもの	D P	E=6.6S-104	
		付加機能を1つ有するもの	D P 1	E=6.6S-92	
		付加機能を2つ有するもの	D P 2	E=6.6S-80	
		付加機能を3つ有するもの	D P 3	E=6.6S-68	

備考1 「FHD」とは、垂直方向の画素数が1080以上、かつ、水平方向の画素数が1920以上のもの。

2 「受信機型サイズ」とは、駆動表示領域の対角寸法をセンチメートル単位で表した数値を2.54で除して小数点以下を四捨五入した数値をいう。

3 「動画表示」とは、次のものとする。

液晶ノーマル：液晶パネルを用い、1秒間に60コマ以上120コマ未満の静止画を表示するもの  
液晶倍速：液晶パネルを用い、1秒間に120コマ以上240コマ未満の静止画を表示するもの

の

液晶4倍速 : 液晶パネルを用い、1秒間に240コマ以上の静止画を表示するもの

プラズマ : プラズマディスプレイパネルを用い表示するもの

4 「付加機能」とは、ダブルデジタルチューナー、DVD(録画機能を有するものに限る。)、HDD、ブルーレイディスクレコーダーをいう。

5 「E」及び「S」は次の数値を表すものとする。

E : 基準エネルギー消費効率(単位 キロワット時毎年)

S : 受信機型サイズ

## 2 エネルギー消費効率の測定方法

### 2 - 1

1(1)から(3)のエネルギー消費効率は年間消費電力量とし、当該年間消費電力量は次の式により算出するものとする。

$$E = \{ (P_o - P_A / 4) \times 1642.5 + P_s \times 7117.5 \} / 1000$$

この式において、E、 $P_o$ 、 $P_s$ 及び $P_A$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E : 年間消費電力量(単位 キロワット時毎年)

$P_o$  : 動作時消費電力(単位 ワット)

$P_s$  : 待機時消費電力(単位 ワット)

$P_A$  : 節電機能による低減消費電力(単位 ワット)

(1)  $P_o$  : 動作時消費電力(単位 ワット)

動作時消費電力は、フラットレベル白信号時の消費電力及びフラットレベル黒信号時の消費電力の平均値とする。ただし、液晶テレビ及びプラズマテレビにあっては、これにカラーバー信号時の消費電力及び三縦じま信号時の消費電力を加えた平均値とし、節電機能が作動しない状態で測定すること。

なお、入力信号により消費電力が異なるよう設計されたもの場合には、入力信号ごとに消費電力をそれぞれ測定し、それらの消費電力の最大値と最小値の平均を動作時消費電力とすること

(2)  $P_s$  : 待機時消費電力(単位 ワット)

待機時消費電力は、主電源によって電源を切った場合の消費電力と、主電源を入れた状態であってリモコンによって電源を切った場合の消費電力の平均値とする。ただし、電源スイッチが主電源又はリモコンのいずれか一方のみのものであれば、電源スイッチを切った状態の消費電力を待機時消費電力とする。

(3)  $P_A$  : 節電機能による低減消費電力(単位 ワット)

節電機能による低減消費電力は、映像信号としてカラーバー信号を用い、 $P_{A1}$ 、 $P_{A2}$ の値のうち大きい数値とする。

$P_{A1}$  : 周辺照度に応じて映像を自動的に制御する機能(以下「自動輝度調整機能」という。)による低減消費電力(単位ワット)

自動輝度調整機能による低減消費電力は、周辺照度300ルクス以上の状態において測定した消費電力又は節電機能スイッチを切った状態の消費電力のいずれか小さい方から周辺照度0ルクスの状態において測定した消費電力を差し引いた数値とする。

$P_{A2}$  : 節電スイッチによる低減消費電力(単位 ワット)

節電機能スイッチによる低減消費電力は、節電機能スイッチを切った状態の消費電力から節電機能スイッチを入れた状態の消費電力を差し引いた数値とする。

(4) 測定条件

(1)から(3)までの消費電力の測定は、次に掲げる場合を除き、日本工業規格C6101-1(1998)の3.1の一般的状態に規定する条件の下で行うものとする。

テレビジョン受信機のコントラスト調整は、(1)及び(2)においては、フラットレベル白信号受信時消費電力が最大となるように、(3)においては、工場出荷時の位置に設定すること。また、明るさ調整は、工場出荷時の位置に設定すること。

ただし、液晶テレビにあっては、コントラスト及び明るさ並びにバックライト調整、プラズマテレビにあっては、コントラスト及び明るさ調整は、標準状態（一般的に家庭で使用するメーカー推奨状態）に設定すること。

テレビジョン受信機の音声出力は、日本工業規格 C 6101-1(1998)の4.2.1の試験方法に規定されている設定とする。

衛星放送波受信アンテナ電源や付加機能類のうち、任意に ON / OFF できるものは、OFF にすること。

測定は測定信号切替時も含めて受信機が十分安定な状態に達してから行うこと。ただし、プラズマテレビにあっては、焼付防止機能が動作する前に測定を行うこと。

#### (5) 入力信号

(1)から(3)までの消費電力の測定において、信号の入力は、次に定めるところによるものとする。

地上波帯信号（アナログ若しくはデジタル）又はベースバンド信号の入力による測定

ア 映像信号は、日本工業規格 C 6101-1(1998)の3.2.1の試験映像信号に規定するフラットレベル白信号、フラットレベル黒信号、カラーバー（75/0/75/0）信号並びに三縦じま信号を用いること。

イ 音声信号は、1kHz正弦波信号とすること。

ウ アナログ入力信号は、日本工業規格 C 6101-1(1998)の3.3の高周波テレビジョン信号を用いること。なお、入力信号レベルは、-39dB(mW)とすること。

エ デジタル入力信号レベルは、放送局による標準テレビジョン放送のうちデジタル放送及び高精細度テレビジョン放送の送信の標準方式に準拠した信号を入力信号として用いること。なお、入力信号レベルは、-49dB(mW)とすること。

衛星放送波帯信号（アナログ若しくはデジタル）の入力による測定

ア 映像信号は、日本工業規格 C 6101-1(1998)の3.2.1の試験映像信号に規定するフラットレベル白信号、フラットレベル黒信号、カラーバー（75/0/75/0）信号並びに三縦じま信号を用いること。

イ 音声信号は、1kHz正弦波信号とし、PCM変調の変調率を最大変調時の-18dBとすること。

ウ アナログ入力信号については、放送衛星局による標準テレビジョン放送及び高精細度テレビジョン放送の送信の標準方式に準拠する第一中間周波数帯に変換された信号を入力信号として用いること。なお、入力信号レベルは、-45dB(mW)とすること。

エ デジタル入力信号については、11.7GHz～12.2GHzの周波数帯の放送衛星局による標準テレビジョン放送及び高精細度テレビジョン放送、超短波放送及びデータ放送のうちデジタル放送の送信の標準方式に準拠する第一中間周波数帯に変換された信号を入力信号として用いること。なお、入力信号レベルは、-45dB(mW)とすること。

#### 2 - 2

1(4)のエネルギー消費効率 $\eta$ は年間消費電力量とし、当該年間消費電力量は次の式により算出するものとする。

$$E = \{ (P_o - P_A / 4) \times 1642.5 + P_s \times (7117.5 - t_{epg}) + P_{epg} \times t_{epg} \} / 1000$$

この式において、 $E$ 、 $P_o$ 、 $P_s$ 、 $P_A$ 、 $P_{epg}$ 、 $t_{epg}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E$ ：年間消費電力量（単位 キロワット時毎年）

$P_o$ ：動作時消費電力（単位 ワット）

$P_s$ ：待機時消費電力（単位 ワット）

$P_A$ ：節電機能による低減消費電力（単位 ワット）

$P_{epg}$ ：電子番組表（以下「EPG」という。）取得時の消費電力（単位 ワット）

$t_{epg}$ ：年間基準EPG取得動作時間（単位 時）

(1)  $P_o$ ：動作時消費電力（単位 ワット）

動作時消費電力は、映像信号としてIEC62087 Ed.2.0に規定するIEC 62087:2008 video conte

nt\_DVD\_60又はIEC 62087:2008 video content\_BDのブロードキャストコンテンツのうち垂直周波数が60Hz用の動画信号（以下「動画映像信号」という。）を用いて動画表示をする際の消費電力の平均値とし、節電機能が作動しない状態で測定すること。

なお、入力信号により消費電力が異なるよう設計されたもの場合には、入力信号ごとに消費電力をそれぞれ測定し、それらの消費電力の最大値と最小値の平均を動作時消費電力とすること

(2)  $P_S$ ：待機時消費電力（単位 ワット）

待機時消費電力は、主電源によって電源を切った場合の消費電力と、主電源を入れた状態であってリモコンによって電源を切った場合の消費電力の平均値とする。ただし、電源スイッチが主電源又はリモコンのいずれか一方のみのものについては、電源スイッチを切った状態の消費電力を待機時消費電力とする。

(3)  $P_A$ ：節電機能による低減消費電力（単位 ワット）

節電機能による低減消費電力は、映像信号として動画映像信号を用い、 $P_{A1}$ 、 $P_{A2}$ の値のうち大きい数値とする。

$P_{A1}$ ：周辺照度に応じて映像を自動的に制御する機能（以下「自動輝度調整機能」という。）による低減消費電力（単位 ワット）

自動輝度調整機能による低減消費電力は、周辺照度300ルクス以上の状態において測定した消費電力又は節電機能スイッチを切った状態の消費電力のいずれか小さい方から周辺照度0ルクスの状態において測定した消費電力を差し引いた数値とする。

$P_{A2}$ ：節電スイッチによる低減消費電力（単位 ワット）

節電機能スイッチによる低減消費電力は、節電機能スイッチを切った状態の消費電力から節電機能スイッチを入れた状態の消費電力を差し引いた数値とする。

(4)  $P_{\text{epg}}$ ：E P G取得時の消費電力（単位 ワット）

E P G取得時の消費電力は、デジタル放送用E P Gデータ取得動作時の消費電力とする。

(5)  $t_{\text{epg}}$ ：年間基準E P G取得動作時間（単位 時）

年間基準E P G取得動作時間は、1日当たりのデジタル放送用E P G取得動作時間に365を乗じた値とする。

(6) 測定条件

(1)から(4)までの測定は、次に掲げる場合を除き、日本工業規格C 6101-1(1998)の3.1の一般的状态に規定する条件の下で行うものとする。

液晶テレビにあっては、コントラスト及び明るさ並びにバックライト調整、プラズマテレビにあっては、コントラスト及び明るさ調整は、工場出荷時の位置に設定すること。ただし、使用者が最初に電源を入れた時、これらの画質モードを選択できるメニューが表示され、使用者が標準状態モードを選択できる機種にあっては標準状態（一般的に家庭で使用するメーカー推奨状態）に設定すること。

テレビジョン受信機の音声出力は、日本工業規格C 6101-1(1998)の4.2.1の試験方法に規定されている設定とする。

衛星放送波受信アンテナ電源や付加機能類のうち、任意にON/OFFできるものは、OFFにすること。

測定は測定信号切替時も含めて受信機が十分安定な状態に達してから行うこと。

(7) 入力信号

(1)から(4)までの消費電力の測定において、信号の入力は、次に定めるところによるものとする。

地上波帯信号（アナログ若しくはデジタル）又はベースバンド信号の入力による測定

ア 映像信号は、動画映像信号を用いることとする。

イ 音声信号は、1kHz正弦波信号とすること。

ウ アナログ入力信号は、日本工業規格C 6101-1(1998)の3.3の高周波テレビジョン信号を用いること。なお、入力信号レベルは、-39dB(mW)とすること。

エ デジタル入力信号レベルは、放送局による標準テレビジョン放送のうちデジタル放送及び高精細度テレビジョン放送の送信の標準方式に準拠した信号を入力信号として用いること。

なお、入力信号レベルは、 $-49\text{dB(mW)}$ とすること。

衛星放送波帯信号（アナログ若しくはデジタル）の入力による測定

ア 映像信号は、動画映像信号を用いることとする。

イ 音声信号は、 $1\text{kHz}$ 正弦波信号とすること。

ウ 入力信号は、 $11.7\text{GHz} \sim 12.2\text{GHz}$ の周波数帯の放送衛星局による標準テレビジョン放送及び高精細度テレビジョン放送の送信の標準方式に準拠する第一中間周波数帯に変換された信号を用いること。なお、入力信号レベルは、 $-45\text{dB(mW)}$ とすること。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。